

	鳥取県公報	令和 8 年 9 月 29 日（火） 号外第 5 1 号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 規 則 職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則（33）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 3 鳥取県消費生活センター規則の一部を改正する規則（34）（消費生活センター）・・・・ 4 ◇ 訓 令 鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令（12）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 5 ◇ 人委規則 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（25）（給与課）・・・・・・・・ 6 ◇ 病院局管理規程 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（6）（総務課）・・・・ 13		

公布された規則のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

障害者基本計画において、心身の障がい等により制限を付している法令の規定を必要に応じて見直すこととされていることを踏まえ、主宰者の指名手続について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 新たな主宰者を指名する要件について定めた規定のうち、心身の故障等により意見の聴取を行うことができなくなったときを削る。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和 8 年 10 月 1 日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県消費生活センター規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

消費生活相談に係る安定的な相談体制の確保のため、消費生活相談室の休所日を見直す。

2 規則の概要

(1) 西部消費生活相談室において、日曜日及び土曜日を新たに休日以外の休所日とする。

(2) 中部消費生活相談室の休日以外の休所日を、休日の翌日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）及び月曜日（現行 休日の翌日、日曜日及び月曜日）とする。

(3) 施行期日は、令和 9 年 4 月 1 日とする。

規 則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第33号

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成21年鳥取県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（主宰者の指名の手続） 第7条 略 2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。	（主宰者の指名の手続） 第7条 略 2 主宰者が準用行政手続条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき、<u>又は主宰者が死亡し若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったときは</u>、退職手当管理機関は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に改正前の職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則第7条第2項の規定に基づき行われた新たな主宰者の指名の効力については、なお従前の例による。

鳥取県消費生活センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第34号

鳥取県消費生活センター規則の一部を改正する規則

鳥取県消費生活センター規則（昭和46年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
（休所日等） 第3条 略 2 次の表の左欄に掲げる消費生活相談室の休所日は、前項に掲げる日のほか、同表の右欄のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>東部消費生活相談室 及び西部消費生活相談室</td><td>日曜日及び土曜日</td></tr> <tr> <td>中部消費生活相談室</td><td>休日の翌日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）及び月曜日</td></tr> </table> 3 略	東部消費生活相談室 及び西部消費生活相談室	日曜日及び土曜日	中部消費生活相談室	休日の翌日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）及び月曜日	（休所日等） 第3条 略 2 次の表の左欄に掲げる消費生活相談室の休所日は、前項に掲げる日のほか、同表の右欄のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <td>東部消費生活相談室</td><td>日曜日及び土曜日</td></tr> <tr> <td>中部消費生活相談室</td><td>休日の翌日、<u>日曜日</u>及び月曜日</td></tr> </table> 3 略	東部消費生活相談室	日曜日及び土曜日	中部消費生活相談室	休日の翌日、 <u>日曜日</u> 及び月曜日
東部消費生活相談室 及び西部消費生活相談室	日曜日及び土曜日								
中部消費生活相談室	休日の翌日（その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。）及び月曜日								
東部消費生活相談室	日曜日及び土曜日								
中部消費生活相談室	休日の翌日、 <u>日曜日</u> 及び月曜日								

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第12号

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（交通法規の遵守等） 第5条の2 略 （ハラスメントの禁止等） <u>第5条の3 職員は、セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメント、カスタマー・ハラスメントその他社会通念上許容される範囲を超える言動であって職員の勤務環境を害するもの（以下「ハラスメント」という。）を行ってはならない。</u> <u>2 職員は、ハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるよう努めなければならない。</u> <u>3 職員を監督する地位にある者は、良好な勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに係る問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。</u>	（交通法規の遵守等） 第5条の2 略

附 則

この訓令は、令和8年9月29日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月29日

鳥取県人事委員会委員長 細 田 耕 治

鳥取県人事委員会規則第25号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給単位期間） 第5条の3 略 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める<u>期間に係る最後の月の前月以前</u>に生ずることが<u>当該期間に係る最初の月の初日</u>において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する<u>月</u>（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する<u>月の前月</u>）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 （1）～（5） 略 第5条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される<u>月</u>又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される<u>月</u>から開始する。 2 月の中途において次の各号に掲げる場合（当該各号に掲げる期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）に該当するとき<u>又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなったときは</u>、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び<u>通勤することとなった日の属する月</u>から開始する。 （1）～（10） 略	（支給単位期間） 第5条の3 略 2 前項第1号に掲げる普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（第10条の2第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める<u>支給単位期間をその初日から1月ごとに区分した期間（以下「区分期間」という。）のうち最後の区分期間の直前の区分期間</u>に生ずることが<u>当該支給単位期間の初日</u>において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する<u>区分期間（その日が区分期間の属する月の初日である場合にあっては、その日の属する区分期間の直前の区分期間）</u>までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 （1）～（5） 略 第5条の4 支給単位期間は、第10条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される<u>日</u>又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される<u>日</u>から開始する。 2 月の中途において次の各号に掲げる場合（当該各号に掲げる期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）に該当するとき（<u>次項に規定する場合に該当しているときを除く。</u>）は、支給単位期間は、その後復職し、職務に復帰し、又は再び<u>勤務するに至った日</u>から開始する。 （1）～（10） 略 3 <u>出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単</u>

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の4 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等に相当する額(第9条の8第1項においてこれらを「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第9条の8 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1月当たりの運賃等相当額等(第9条第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、給与条例第10条第2項第2号に定める額(第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(高速自動車国道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第10条の2第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

2 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める日は、支給単位期間(前項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第10条の2第2項第2号及び第11条に

位期間又は区分期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項各号に掲げる場合から復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日から開始する。

(特別急行列車又は高速自動車国道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条の4 略

2 略

3 第8条(第1項第3号を除く。)の規定は、給与条例第10条第3項第1号に規定する特別料金等の額に相当する額及び同項第2号に規定する高速自動車国道等特別料金等に相当する額(第9条の8第4項においてこれらを「特別料金等相当額」という。)の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車又は高速自動車国道等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第9条の8

通勤手当は、支給単位期間(第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。)又は同項に定める期間(以下この条、第10条の2第2項第2号及び第11条において「支給単位期間等」という。)に

において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)第2条第1項に規定する支給期日(以下この条において「支給定日」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その翌月の支給定日とする。

(1) 職員に新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った日がその日の属する月の支給定日以後となる場合

(2) 職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至った日がその日の属する月の支給定日以後となる場合(次条第2項第2号又は第3号イに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。)

3 給与条例第10条第7項の規定により通勤手当を支給する日(以下この条において「支給日」という。)までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

4 略

5 職員が通勤手当の支給を受ける予算上の科目(以下この項、次項及び第10条の2第3項において「費目」という。)を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月(第2項各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該月又はその翌月)であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める費目から支給するものとする。

(1) 職員に新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至ったことにより支給が開始され、又は次条第2項第1号若しくは第3号アに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等 当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が通勤手当の支給を受ける費目

(2) 前号に掲げるもの以外の支給単位期間等 当該支給単位期間等に係る最初の月の初日において職員が通勤手当の支給を受けていた費目

6 前項の規定により職員が異動前に通勤手当の支給を受けていた費目から通勤手当を支給する場合であって、当該異動が当該通勤手当の支給日前で

係る最初の月の職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号)第2条第1項に規定する支給期日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 略

3 職員が通勤手当の支給を受ける予算上の科目(この項及び第10条の2第3項において「費目」という。)を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が従前通勤手当の支給を受けていた費目から支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1月当たりの運賃等相当額等(第9条第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、

あるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

(支給の始期及び終期等)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

(1) 通勤手当の額を増額して改定する場合（第3号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第3条の規定による届出が、当該事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

給与条例第10条第2項第2号に定める額（第9条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（高速自動車国道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第10条の2第2項において「1月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与条例第10条第7項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

第10条 通勤手当の支給は、職員に新たに給与条例第10条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する支給単位期間又は区分期間（これらの日が支給単位期間又は区分期間の初日であるときは、その日の属する支給単位期間又は区分期間の直前の支給単位期間又は区分期間）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する支給単位期間又は区分期間の直後の支給単位期間又は区分期間（その日が支給単位期間又は区分期間の初日であるときは、その日の属する支給単位期間又は区分期間）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(2) 通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。） 通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

(3) 月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が2以上ある場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

ア 通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事委員会が定める場合
人事委員会の定める月

イ アに掲げる場合以外の場合 これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3 前項第3号アに掲げる場合における同号アに定める月の支給額は、人事委員会が定める。

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係る通勤手当にあっては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事委員会が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 月の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、公益的法人等派遣をされ、又は退職派遣をされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)・(2) 略

(3) 区分期間の中途において大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、休職にされ、停職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、外国派遣をされ、海外随伴休暇を承認され、公益的法人等派遣をされ、又は退職派遣をされた場合（これらの期間の初日の属する区分期間又はその直後の区分期間に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、区分期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 給与条例第10条第8項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等、特別急行列車又は高速自動車国道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車及び高速自動車国道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車及び高速自動車国道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

イ 前項第2号に掲げる事由が生じ、前条第2項第1号又は第3号アに掲げる場合に該当した場合であって、当該事由が生じた日の属する月が前項第2号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、特別急行列車、高速自動車国道等、自動車等又は駐車場（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、特別急行列車、高速自動車国道等、自動車等及び駐車場）に係る通勤手当の額

（2） 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係

機関等又は高速自動車国道等（同号の改定後に1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び高速自動車国道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等及び高速自動車国道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

（2） 1月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えていた場合 15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係

る普通交通機関等、特別急行列車及び高速自動車国道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、0円） 3 給与条例第10条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月（前項第1号イに掲げる場合に該当する場合にあっては、人事委員会の定める月）の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。 4 第2項の規定を適用した場合の額がその者の利用した交通機関等の通勤方法等からみて妥当性を欠くと人事委員会が認める場合にあっては、同項の規定にかかわらず、人事委員会が定める額を同項の規定による額とする。 （支給できない場合） 第11条 給与条例第10条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、<u>支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる</u>ときは、当該<u>支給単位期間等</u>に係る通勤手当は支給することができない。	る普通交通機関等及び高速自動車国道等についての払戻金相当額の合計額並びに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の<u>区分期間（支給単位期間が1月である場合にあっては、当該支給単位期間の末日が属する月）</u>である場合にあっては、0円） （3）<u>支給単位期間又は区分期間の中途において前項各号に掲げる事由が生じ、当該支給単位期間又は区分期間の末日までに新たに支給単位期間が開始する場合 人事委員会が定める額</u> 3 給与条例第10条第8項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、当該返納時と事由発生月の翌月以降の費目が同一であるときは、事由発生月の翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。 4 第2項の規定を適用した場合の額がその者の利用した交通機関等の通勤方法等からみて妥当性を欠くと人事委員会が認める場合にあっては、<u>第2項の規定にかかわらず、人事委員会が定める額をそれらの規定による額とする。</u> （支給できない場合） 第11条 給与条例第10条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、<u>支給単位期間又は区分期間の全日数にわたって通勤しないこととなる</u>ときは、当該<u>支給単位期間又は区分期間</u>に係る通勤手当は支給することができない。
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に開始した支給単位期間が同日以後に終了する場合の通勤手当に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年9月29日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（初任給調整手当） 第7条の2 略 2 初任給調整手当の月額、初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）別表第1（<u>以下この条において「規則別表第1」という。</u>）に掲げる額とする。 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対して初任給調整手当を支給し、その月額は、それぞれ当該各号に定める額（第2号に掲げる職員にあっては、<u>同号に掲げる額と当該職員とならなければ支給される初任給調整手当の額のいずれか多い額</u>）とする。 （1）～（3） 略 4 <u>前3項の規定にかかわらず、平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）に規定する地域医療体制確保加算2の届出を行った診療科の医師に対して初任給調整手当を支給し、その月額は、規則別表第1に掲げる額（前項各号に掲げる職員に該当する場合にあっては、同項に定める額）に30,000円を加算した額とする。</u> （医療業務手当） 第14条 略 2 前項の手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。ただし、<u>次の各号に掲げる医師に支給する場合にあっては、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額とする。</u> （1）<u>産婦人科の医師 分べんの業務1回につき10,000円</u> （2）<u>平日（土曜日、日曜日及び第18条（第3号を除く。）に規定する日以外の日をいう。）午</u>	（初任給調整手当） 第7条の2 略 2 初任給調整手当の月額、初任給調整手当の支給に関する規則（昭和37年鳥取県人事委員会規則第10号）別表第1（<u>次項において「規則別表第1」という。</u>）に掲げる額とする。 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員に対して初任給調整手当を支給し、その月額は、それぞれ当該各号に定める額（第2号に掲げる職員にあっては、<u>当該各号に掲げる額と当該職員とならなければ支給される初任給調整手当の額のいずれか多い額</u>）とする。 （1）～（3） 略 （医療業務手当） 第14条 略 2 前項の手当の額は、別表第9の左欄に掲げる職種に対応する同表の右欄に定める額とする。ただし、<u>産婦人科の医師に支給する場合にあっては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。</u>

前8時30分から午後5時まで以外の時間に行う
処置又は手術（産婦人科の医師の分べんの業務
を除く。）のうち管理者が定めるものに従事し
た医師 処置又は手術1回につき10,000円

(3) 所属する病院と他の医療機関との間の取決
めに基づき当該他の医療機関における診療の業
務に従事した医師 業務に従事した日1日につ
き20,000円

(手当の支給の特例)

第17条の2 第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第1項第2号の業務に限る。）又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項本文の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、同項各号に掲げる医師に支給する場合にあつては、その額に当該各号に定める額を加算した額とする。

2 月の1日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ第13条第2項若しくは第14条第2項本文又は前項本文の規定により算定した額に乘じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、第14条第2項各号に掲げる医師に支給する場合にあつては、その額に当該各号に定める額を加算した額とする。

(1)・(2) 略

3 第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第2項第3号の業務に限る。）又は前条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第2項ただし書に該当する業務を除く。）に従事した時間が1日について4時間に満たない

(手当の支給の特例)

第17条の2 第13条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第1項第2号の業務に限る。）又は第14条の規定により特殊勤務手当が支給される業務に短時間勤務職員が従事した場合における当該業務に係る特殊勤務手当の額は、それぞれ第13条第2項又は第14条第2項本文の規定により算定した額に勤務割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合にあつては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。

2 月の1日から末日までの間において前項に規定する特殊勤務手当が支給される業務に従事した日数が15にその者の1週間当たりの勤務日（勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。以下同じ。）の日数を5で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た日数（その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。）未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる当該業務に従事した日数の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率をそれぞれ第13条第2項若しくは第14条第2項本文又は前項本文の規定により算定した額に乘じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、産婦人科の医師に支給する場合にあつては、その額に分べんの業務1回につき1万円を加算した額とする。

(1)・(2) 略

3 前条の規定により特殊勤務手当が支給される業務（同条第2項ただし書に該当する業務を除く。）に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、同項本文に規定する額に100分の60を乗じて

場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、第14条第2項第3号又は前条第2項本文に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当、在宅勤務等手当及び救急医療機関勤務臨時手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。)を減じたもので除して得た額(職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)とする。

- (1) 防疫等業務手当(第13条第1項第1号及び第3号から第6号までの業務に対するものに限る。)、医療業務手当(第14条第2項第3号の業務に対するものに限る。)、災害応急作業等手当(第16条第1項第1号の業務に対するものに限る。)及び困難折衝業務手当 第13条第2項第1号及び第3号、第14条第2項第3号、第16条第2項第1号、第17条第2項並びに第17条の2第3項に定める額を7.75で除して得た額
- (2) 放射線取扱手当、防疫等業務手当(第13条第1項第2号の業務に対するものに限る。)及び医療業務手当(第14条第2項各号の業務に対するものを除く。) 第12条第2項、第13条第2項第2号及び第14条第2項本文に定める額に12を乗じて得た額を、アにより求められる数から、イにより求められる数にウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額

ア～ウ 略

- (3) 医療業務手当(第14条第2項第1号及び第

得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 条例第14条から第16条までの手当を支給する場合の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額並びにこれに対する地域手当、初任給調整手当、在宅勤務等手当及び救急医療機関勤務臨時手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から465分に18を乗じて60で除して得た時間数(勤務時間条例第2条第2項から第4項までの規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等又は短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつてはその者の勤務時間をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間に、18にその者の1週間当たりの勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た数を乗じて得た時間数とし、同条第5項の規定の適用を受ける短時間勤務職員の例により勤務時間が定められた者にあつては管理者が別に定める時間数とする。)を減じたもので除して得た額(職員の勤務が次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給の対象となる勤務であるときは、その額にそれぞれ当該各号に定める額を加算した額)とする。

- (1) 防疫等業務手当(第13条第1項第1号及び第3号から第6号までの業務に対するものに限る。)、災害応急作業等手当(第16条第1項第1号の業務に対するものに限る。)及び困難折衝業務手当 第13条第2項第1号及び第3号、第16条第2項第1号、第17条第2項並びに第17条の2第3項に定める額を7.75で除して得た額
- (2) 放射線取扱手当、防疫等業務手当(第13条第1項第2号の業務に対するものに限る。)及び医療業務手当(産婦人科の医師の分べんの業務に対するものを除く。) 第12条第2項、第13条第2項第2号及び第14条第2項本文に定める額に12を乗じて得た額を、アにより求められる数から、イにより求められる数にウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額

ア～ウ 略

- (3) 医療業務手当(産婦人科の医師の分べんの

<u>2号の業務に対するものに限る。） 同項第1号及び第2号に定める額に12を乗じて得た額を、前号アにより求められる数から、同号イにより求められる数に同号ウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額</u> (4) 略 2 略 別表第9（第14条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <u>備考 平成20年厚生労働省告示第59号に規定する外科医療確保特別加算の届出を行った診療科の医師に支給する場合は、右欄に定める額に59,000円をそれぞれ加算した額とする。</u>	略	業務に対するものに限る。） <u>第14条第2項に定める額に12を乗じて得た額を、前号アにより求められる数から、同号イにより求められる数に同号ウにより求められる数を乗じて得た数を減じた数で除して得た額</u> (4) 略 2 略 別表第9（第14条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。